								-								
常務理	里事 事務	長	部長	課	長	係 長	担当者			健	任意継続	記号番号	99	99 –		
										保	任意継続	資格取得日	令和	年	月	日
								j		組合	任意継続	満了予定日	令和	年	月	日
健康保险 任意継続被保险者資格取得由出書 記 任意継続標準報酬月額													千円			
						11.00			I	入欄	納期阻	(初回)	令和	年	月	日
	被保険者等 記 号			被保険者等番の場合							納期限(前納)		令和	年	月	日
被保険者情報	氏 名	フリガナ				1	名			生月	午 7 3	7 7 7 7 7 7 7 7 7	J	В	性別	1 男 2 女
	住民票住所	丁目・番地等は住民票に登録されている通り、正確にご記入ください。また、住民票上に記載がある場合、建物4 郵送物は全て登録いただく住民票住所へ送付いたします。									名は下段にご記入ください。 日本国内に住民票を有しない場合は 該当する項目を○で囲んでください。					
		₹		_				部・道						1.海外居住		
														2.短期在留		
	電話番号	(=	(自宅)(携帯										1	3.その他 ()
	資格															
	取得日	7 平成 9 令和	十八 (退職日の									標準報酬月額		Ŧf		
	用されて と事業所											資格確認 発行要否	書	要な場合は口にチェッ	クを記入してくだ	tu.
今後の保険料 納付方法		下記の1~3のいずれか一つを選択し、○で囲んでください。														
		1か月ごとに納付する方法です。通常、毎月20日頃に納付書を送付いたしますので、翌月の10日(土日祝日の場合は翌営業日) 1 月払い までに納付してください。また、自動引き落としは行っておりませんので、振込手数料の負担も考慮してください。 ・ 「保険料の納付誓約書」を添付してください。														
		前期分(4月~9月)、後期分(10月~翌年3月)の2回に分けて納付する方法です。年度の途中で加入された場合は、資格を取得した月の翌月から半期ずつの前納納付となります。 2 半期前納 ・前納割引あり。(資格取得月の1か月分については割引はなし) ・保険料は前納に係る月の前月末日までに納付する必要がありますので、資格喪失日が月末付近の方はあらかじめ業務課までご連絡ください。														
		3 全	期前納	· 前 · 保	納割引 険料 は	あり。 :前納に	(資格取得月0	01か月	する方法です。 分については割 [;] : でに納付する必			で、資格喪	失日が	『月末付近の力	īはあらかじ	ిట

健康保険 任意継続被扶養者(異動)届

注意:在籍時と同様に被扶養者の加入を継続する場合は下欄を必ずご記入ください。 記入がない場合は、**任意継続資格取得と同時に被扶養者資格は削除となります**。

	氏 名			生 年 月 日			性別	続 柄	職業		年間収入	住民票の 登録区別			
被扶養者欄	フリガナ		名	5 昭和 7 平成 9 令和	年	月	日	1 男 2 女				В	1 同居		
			「2 別居」の方のみご記入ください 等は住民票に登録されている通り、』	資格	確認書発	行要否		日本国内に住民票を有しない場合は 該当する項目を〇で囲んでください。							
	住民票住所	-	都·道 府·県						□にチェックを記 発行必要		1.海外居住 2.短期留学 3.その他 ()				
	フリガナ		名	5 昭和 7 平成	年	月	В	1 男					1 同居		
				9 令和				2 女				円	2 別居		
		住民票の登録区別が「2 別居」の方のみご記入ください。 丁目・番地・建物名等は住民票に登録されている通り、正確にご記入ください。							資格確認書 発行要否			日本国内に住民票を有しない場合は 該当する項目を〇で囲んでください。			
	住民票住所		_	都·道 府·県						必要な場合は□にチェックを記入してください。 □ 発行必要			1.海外居住 2.短期留学 3.その他 ()		
	フリガナ		名	5 昭和 7 平成	年	月	日	1 男					1 同居		
				9 令和				2 女				円	2 別居		
			「「2 別居」の方のみご記入ください 等は住民票に登録されている通り、』	資格確認書 発行要否			日本国内に住民票を有しない場合は 該当する項目を〇で囲んでください。								
	住民票住所	-	_		都・道 府・県 			※要な場合は口にチェックを記入してください。 発行必要			1.海外居住 2.短期留学 3.その他 ()				

収入証明等の書類を提出していただく場合がありますので、予めご了承ください。 申請は、<mark>退職の翌日から20日以内健保組合必着</mark>となります。

資格確認書の発行は以下に該当する場合に限ります。

- ・マイナンバーカードを取得していない者、マイナンバーカードの返納者
- ・マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない者、 利用登録解除を申請した者、利用登録解除者
- ・マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの者

受付印